

長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）

 は、改正で追加・変更となるもの
 は、法と条例の違い
 は、対象事業の例

【条例】

| 対象事業の種類 | 規 模 | |
|--------------------------------|--|---|
| | 第1種事業 | 第2種事業 |
| 道路の建設 | — (高速道は法対象) | — |
| 自動車専用道路 | 新設 すべて 三遠南信自動車道(青崩峠道路) | 改築 1km以上 |
| 県道等 | 4車線以上かつ 長さ 10km以上 | 4車線以上かつ 長さ 7.5km以上 |
| 一般国道、県道、 林道等 | — | 森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上 木曾川右岸道路 |
| ダム | 貯水面積 50ha以上 | 森林の区域等 貯水面積30ha以上 |
| 鉄道の建設 | — (新幹線は法対象) | — |
| 鉄道・軌道(特殊を含む) | 長さ 10km以上 | 長さ 7.5km以上 |
| 飛行場の建設 | 陸上飛行場 設置すべて 滑走路の新設すべて 滑走路の延長 長さ 500m以上 | — — 滑走路の延長 長さ 375m以上 |
| 工業団地の造成 ※ | 面積 50ha以上 | 森林の区域等 面積 30ha以上 |
| 住宅団地の造成 ※ | 面積 20ha以上 | — |
| 別荘団地の造成 ※ | 面積 50ha以上 | 森林の区域等 面積 30ha以上 |
| スポーツ又はレクリエーション施設の建設 | ゴルフ場 ※ スキー場 ※ 運動競技場、遊園地 その他のスポーツ又は レクリエーション施設 ※ | 森林の区域等 面積 30ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 森林の区域等 敷地面積 30ha以上 かつ土地形質変更面積 10ha以上 |
| 廃棄物処理施設の建設 | ごみ焼却施設 産業廃棄物焼却施設 し尿処理施設 一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 | — — — — |
| 下水道終末処理場の建設 | 埋立面積 5ha以上 又は埋立容量 25万m ³ 以上 | — |
| 流通業務団地の造成 ※ | 面積 15ha以上 | — |
| 流通業務団地の造成 ※ | 面積 20ha以上 | — |
| 土地区画整理事業 ※ | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 森林の区域等 面積 30ha以上 |
| 工場又は事業場の建設 | 製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業 | 排ガス量 10万m ³ /時以上 又は排水量 1万m ³ /日以上 |
| 土石の採取及び鉱物の掘採 | 面積 50ha以上 | 森林の区域等 面積 30ha以上 |
| 電気工作物の建設 | 水力発電所 出力 1.5万kW以上 地熱発電所 出力 5,000kW以上 (原子力は法対象) 風力発電所 出力 5,000kW以上 太陽光発電所 ※ 敷地面積 50ha以上 送電線路 電圧 17万V以上 かつ こう長 1km以上 | — — — — 森林の区域等 敷地面積 20ha以上 — |
| 工作物の用に供する一団の土地の造成 | 面積 50ha以上 | 森林の区域等 面積 30ha以上 |
| 複合事業 (上記※印の面的造成 事業の複合事業) | 上記※印の第1種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの | 上記※印の第2種事業の 要件に対する事業面積の 割合の合計が1以上である もの |
| 上記に準ずるものとして規則で定める 事業 | — | — |

【法】

| 対象事業の種類 | 規 模 | |
|------------------------------------|--|--|
| | 第1種事業 | 第2種事業 |
| 道路の新設及び 改築 | 高速自動車国道 すべて 中部横断自動車道 | — |
| 一般国道 | 4車線以上かつ 長さ 10km以上 | 4車線以上かつ 長さ 7.5km以上 |
| 林道 | 幅員6.5m以上かつ 長さ 20km以上 | 幅員6.5m以上かつ 長さ 15km以上 |
| ダム | 貯水面積 100ha以上 | 貯水面積 75ha以上 |
| 堰 | 湛水面積 100ha以上 | 湛水面積 75ha以上 |
| 湖沼水位調節施設 | 湖沼開発面積 100ha以上 | 湖沼開発面積 75ha以上 |
| 放水路 | 形状変更面積 100ha以上 | 形状変更面積 75ha以上 |
| 新幹線鉄道 | すべて リニア中央新幹線 | — |
| 普通鉄道・軌道 | 長さ 10km以上 | 長さ 7.5km以上 |
| 飛行場及びその 施設の設置又は 変更 | 飛行場 設置 滑走路の長さ 2500m以上 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上 かつ延長後 長さ 2500m以上 | 設置 滑走路の長さ 1875m以上 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上 かつ延長後 長さ 1875m以上 |
| 工業団地造成事業 (首都圏近郊整備法等) | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |
| 新住宅市街地開発事業 (新住宅市街地開発法) | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |
| 廃棄物最終処分場 | 埋立面積 30ha以上 | 埋立面積 25ha以上 |
| 流通業務団地造成事業 (流通業務市街地整備法) | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |
| 土地区画整理事業 | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |
| 公有水面その他の水面の埋立・干拓 | 埋立面積 50ha超 | 埋立面積 40ha以上 |
| 新都市基盤整備事業 (新都市基盤整備法) | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |
| 発電用の事業用 電気工作物の設 置又は変更の工 事 | 水力発電所 出力 3万kW以上 火力発電所 出力 15万kW以上 地熱発電所 出力 1万kW以上 原子力発電所 すべて 風力発電所 出力 1万kW以上 | 出力(新姫川第六発電所) 2.25万kW以上 出力 11.25万kW以上 出力 7,500kW以上 — 出力 7,500kW以上 |
| 宅地の造成事業(都市 再生機構、中小企業基 盤整備機構) | 面積 100ha以上 | 面積 75ha以上 |

注1) 森林の区域等とは、森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等
 注2) 対象事業の追加・変更に係る改正は平成28年1月13日から施行(施行日前に森林法の林地開発許可、電気事業法の工事計画の届出等がなされた事業は対象外)